

## 茂原市農業委員会第7回総会議事録

- 1 開催日時 平成26年6月23日(月) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 25名
  - 1番 栗原石乃
  - 2番 秋葉仁喜
  - 3番 八角徳政
  - 4番 金坂信義
  - 5番 鬼島一郎
  - 6番 熊切秀雄
  - 7番 古山光雄
  - 8番 浦島京子
  - 9番 板倉昭
  - 10番 石井暉伸
  - 11番 矢部義明
  - 12番 市原暉久
  - 13番 市原暉久
  - 14番 鈴木幸雄
  - 15番 鵜澤正文
  - 16番 三枝源一(第二小委員長)
  - 17番 花澤道夫
  - 18番 蕨武之
  - 19番 麻生重和
  - 20番 大塚優(第一小委員長)
  - 21番 古山善作
  - 22番 丸島正昭
  - 23番 佐藤栄作
  - 24番 佐藤栄作
  - 25番 鵜澤和行
  - 26番 加藤古志郎(会長)
  - 27番 林和夫(職務代理者)
- 4 欠席委員 1名
  - 23番 深山和夫
- 5 事務局職員 5名
  - 事務局長 葛岡直樹 補佐 朽木英義
  - 係長 三階英幸 主査 佐藤貴之
  - 副主査 芝崎一郎
- 6 会議に付した議案
  - 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
  - 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
  - 農地法第5条の規定による許可申請について 20件
  - 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
  - 「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について

## 7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

その他

## 8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日はご多忙の中、第7回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請が4件、4条申請が2件、5条申請が20件の合計26件でございます。その他に農地の利用集積、活動計画についての議案がございます。

現地調査につきましては、17日の午前中に第一小委員会で行っております。それから深山委員から欠席の連絡がありました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

本日はお忙しい中、総会にご参集していただきありがとうございます。それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は1番の栗原委員と2番の秋葉委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法3条の規定による許可申請から入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。最初に1号議案、2号議案でございます。両議案は農地を交換しようとする申請でございます。申請地は両議案とも大沢字泉ケロ地先、1号議案にあつては田んぼ105㎡、2号議案にあつては田んぼ105㎡でございます。申請人は1号議案にあつては、譲受人は大沢の★★さん。譲渡人は同じく大沢の★★さん、2号議案にあつては、1号議案と反対でございます。申請理由としましては、お互いに農地の交換により耕作の効率化を図ろうとするためでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われまます。農作業常時従事要件につきましては、★★さんの従事日数は180日、★★さんの従事日数は180日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、それぞれ50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われまます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしてしております。

続きまして3号議案でございます。申請地は長尾字川田地先、田んぼ31㎡を売買しようとする申請でございます。買受人は長尾の★★さん、売渡人は新小轡の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては、自作地に隣接しており、土地の地形を整形するため買い受けたいとのことでございます。売渡人につきましては、お互いの地形をよくするため売渡したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われまます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をして

いるものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

最後に4号議案でございます。申請地は小林字米本前地先、田んぼ1642㎡を売買しようとする申請でございます。買受人は大多喜町の★★さん、売渡人は東部台の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては、自作地のほか拡大をはかるため、買い受けたいとのこととでございます。売渡人につきましては、高齢で耕作できないため売渡したいとのこととでございます。

次に3号許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われませんが、6月16日の小委員会現地調査時点においては、本件農地は耕作されておらず、とても荒廃した状態となっております。申請地の一部に売渡人の住居があり、その外観は農地としての機能を失った状態となっております。そのため、全部効率利用要件は満たさない可能性があります。このことを申請代理人に指摘したところ、先週の金曜日から昨日にかけて申請地の草刈をおこなったと報告がありました。現状は回覧の写真のとおりでございます。「あと1週間かけて、もう少しきれいに草刈をする」とのことでした。買受人からは、許可後、生かせる果樹等はそのままに、倉庫作業所以外は更地にして、新たに、枝豆、ソラマメ、トウモロコシ等の農作物を耕作する旨の誓約書が提出されております。

農作業常時従事要件につきましては、従事日数は200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われまます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上でございます。

- 会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。
- 小委員長 (審議内容を報告)  
1号議案許可、2号議案許可、3号議案許可、4号議案総会で審議。
- 会長 順次、審議します。1号議案、2号議案でございます。この議案につきましては、現調しております。★★委員どうでしょうか。
- ★★委員 地続きで、双方耕作しやすいということですので、許可でよろしいかと思ひます。
- 会長 ★★委員どうですか。
- ★★委員 使い勝手がよくなり、交換でございますので、許可でお願いしたいと思ひます。
- 会長 1号、2号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは1号議案、2号議案は許可ということに決定させていただきます。次に3号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。
- ★★委員 形をよくするということですので、許可でよろしいかと思ひます
- 会長 ★★委員どうですか。
- ★★委員 いいと思ひます。
- 会長 ほかに3号議案についてご意見はございますか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということに決定させていただきます。次に4号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

- ★★委員 これは地目が田んぼですが、道路と同じ高さになってしまって、農地としての機能を持っていないような状態でした。
- 会長 ★★委員 どうですか。
- ★★委員 聞き込みをしたところ、買受人は3条で許可をとって、ほかに使うのではないかと懸念されましたが、長柄で耕作していることから、形式上、名目上、資格はあると思います。ただ、売渡人にいろいろ問題がございます。事務局に聞きましたが、平成10年に売買で取得しております。農地を取得するには50aないと取得できません。ほかの農地は借りたようですが、今となってはどうにもなりません。農地に家が建っており、明らかに建築法に違反し、農地法にも違反しており、今の段階で許可というのは問題がある。一旦保留してはどうかと思います。環境面においても、部落においては「とにかくきれいにしてほしい」とのことでした。保留した上で、許可の可否を判断したほうがよい。
- 会長 現状では3条の審議の遡上に乗らないということになります。この処理についてですが、保留にしますと一月になります。これは、保留か取下げしてもらって、きちんと農地に復元して新たに申請してもらおうかになります。一週間程度では復元はできないのではないか。今の状態は審議の対象にならないが。
- 事務局 整地はともかく、建物は難しいのではないかと。
- ★★委員 売渡人については、★★委員指摘のとおりである。その結果が今の状況になっているのは間違いない。地元になると耕作しようとする人が出てきたのにもかかわらず、保留にすることは望んでいない。買受人は長柄町できちんと農業をしている。将来的にどうしてももらいたいかという、だれかにやってもらわないといけないというのが、地元の本音ではないか。なんらかの形で農業をやってほしい。
- 会長 農業をやれる状態にすれば、買受人は、資格はあるし、問題ない。★★委員どうぞ。
- ★★委員 一回きちんとしてもらわないと、あんな状態では。私としては田んぼにするには相応に難しい。一回きちんとしてから審議してからでどうですか。営農計画は。
- 事務局 果樹と植え、枝豆、ソラマメなどを耕作する旨の誓約書が、買受人から提出されております。
- 会長 議論は要するに農地に復元してからの話です。買受人は本当に農業をやるというのであれば、開墾しますよ。保留して復元すればいいわけだから、一月様子を見て、農地として使えるような状況になっていれば許可できる。4号議案については、一月保留して、農地して復元ということで、保留とさせていただきます。次に農地法4条の規定による許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、はじめに5号議案でございますが、5条申請の10号議案と関連がございますので同時にご説明いたします。申請地は5号議案にあっては本納字本町地先、畑237㎡でございます。本納の★★さんが専用住宅用地とする申請でございます。10号議案にあっては、同所、畑56㎡でございます。母親である★★さんから使用貸借により土地を借り受けて進入路用地とする申請でございます。申請理由としましては、娘夫婦が新居を建てることになり、適地を探していたところ実家の隣で住環境の良い申請地に住宅を建てたいとのことでございます。10号議案の申請理由としま

しては、住宅建築に伴う接道を確保するためでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積66.5㎡が1棟でございます。排水は合併浄化槽を設置し東側の道路側溝に接続する計画でございます。隣接は1名から同意を得ております。他法令申請は、道路工事施行承認申請を市・土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして6号議案でございます。申請地は、内長谷字川向野中地先、外1筆、田んぼ1604㎡でございます。内長谷の★★さんが作業場及び資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は隣接地に★★があり事業の拡大を計画したところ運営上の利便性が良い為、転用したいとのことでございます。建物としましては鉄骨造・平屋建・作業場324㎡が1棟と、鉄骨・鉄パイプ等の資材置場135㎡でございます。また、申請地は土砂による埋立てを行なうため、埋立て事業計画書並びに特定事業許可申請が提出されております。排水は雨水のみでございます。なお、両総土地改良区より同意書が提出されております。隣接同意が必要な農地はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)  
5号、10号議案許可相当、6号議案許可相当。

会長 小委員会の報告が終わりました。5号、10号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 娘さん夫婦の住宅ということと、その進入道路でございますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 親子関係の申請で問題はないと思います。許可相当をお願いします。

会長 5号、10号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、5号、10号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に6号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 県道の近くの農地になります。一部埋め立てがしてあります。自営の作業所、資材置場でございます。2種農地で営農上支障がないと思いますので、許可相当でよろしいかと思っております。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 川の近くで、問題ないと思います。許可相当をお願いします。

会長

6号議案についてはほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、6号議案は許可相当に決定させていただきます。次に農地法第5条の許可申請に移ります。7号議案から17号議案まで説明をお願いします。

事務局

はじめに7号議案でございます。申請地は栗生野字上堰ノ台地先、畑4128㎡でございます。大網白里市の★★さんが大網白里市の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は耕作しておらず、土地の有効活用と新規事業への参入を計画し、転用したいとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル714枚でございます。1枚のパネルの大きさは約200センチ×100センチで、パネルの集合体を17カ所設置する計画で、全面砂利を敷き均し、外周には高さ1.5mのフェンスを設置いたします。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

排水は雨水のみとなっております敷地内浸透となります。なお、地元自治会及び栗生野水利組合に対して当事業説明を5月17日に行って了解を得ており、栗生野水利組合より排水同意書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして8号議案でございますが、次の9、11、12、14～17号議案の譲受人が同じであり、一体計画内での申請となりますので、同時にご説明致します。申請地は8号議案にあつては本納字田竜地先、畑408㎡の内395.49㎡でございます。9号議案以下、6か所の申請面積合計7143.931㎡となっております。茂原の★★さんがそれぞれ一時転用により土地を借り受けて送水管敷設作業用地とする申請でございます。申請理由としましては、★★さんは西野地区から桂地区の間で、全長5363mの送水管敷設工事を計画しており、その工事に伴う作業場を各地区において確保しようとするものでございます。計画としましては、土木安定シート設置後、鉄板を敷き作業場とする計画でございます。一時転用期間については、本納字田竜地区が平成27年10月末まで、本納字辻戸田地区が平成27年11月末、本納字北七里海地区が平成27年9月末、本納字北中曾根地区が平成28年2月末、法目地区が平成28年8月末、西野地区並びに桂地区が平成29年2月末となっております。いずれも農地復元誓約書が提出されております。隣接は同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみとなっております。なお、両総土地改良区より同意書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、8、9、14、16、17号議案の立地基準につきましては、申請地は第1種農地と判断され、原則許可となりえない農地でございますが、第1種例外として、農地法施行令第10条及び第18条第1項第2号の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為にあてはまり、原則許可となりうる農地でございます。

また、11、12、15号議案の立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして13号議案でございます。申請地は本納字日影前地先、田んぼ1794㎡でございます。東京都の★★さんが本納の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は耕作を行なっておらず、日光を遮る物もなく日当たりが良いため転用したいとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル192枚でございます。1枚のパネルの大

きは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を6カ所設置する計画で、全面砂利を敷き均し、外周には高さ1.5mのフェンスを設置いたします。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

排水は雨水のみとなっております敷地内浸透となります。なお、地元自治会及び本納普通水利組合に対して当事業説明を5月9日に行って了解を得ており、本納普通水利組合より排水同意書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)  
7号議案許可相当、8号議案許可相当、9号議案許可相当、11号議案許可相当、12号議案許可相当、13号議案許可相当、14号議案許可相当、15号議案許可相当、16号議案許可相当、17号議案許可相当。

会長 小委員会の報告が終わりました。順次審議します。7号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 畑ですが、現況は太い木があり、耕作しておりませんでした。水利組合にも説明をしてあるということがございますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 いま言ったとおりでございますので、許可相当をお願いします。

会長 7号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次は一時転用の8号議案でございます。★★委員どうでしょうか。

★★委員 送水管の工事に伴う作業用地ということで、一時転用ということでもありますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 資材、材料を置くための一時転用であります。鉄板を敷いて利用することですので、許可相当をお願いします。

会長 8号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは8号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に9号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 神社の裏になります。一時転用でございますので、許可相当をお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 一時転用でございますので、許可相当でお願いしたいと思えます。

会長 9号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声)次に、11号議案  
でございます。★★委員どうですか。

★★委員 ここは草が結構生えておりました。一時転用することで少しきれいになればと思  
いますので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 許可相当でよろしくをお願いします。

会長 11号議案についてほかにご意見はございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 事業者と地主が私のところに説明にきまして、事業終了後は、ぬかる田であるので  
砂を入れるとのことでした。

会長 分かりました。11号議案は許可相当ということでよろしゅうございますか。(異議  
なしの声)それでは11号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次  
に12号議案でございます。★★委員どうですか。

★★委員 先ほど来と同じような説明になりますが、作業用地の一時転用になりますので、許可  
相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 許可相当でよろしいかと思えます。

会長 12号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声)それでは12号  
議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に13号議案です。★★委  
員どうですか。

★★委員 現況は畑になっており、2種農地でありますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 周りより少し高くなっております。太陽光であり、地元のためにもなると思いま  
すので、許可相当でお願いします。

会長 ほかにご意見はございますか。(異議なしの声)それでは、13号議案は許可相当と  
いうことに決定させていただきます。次に14号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 1種農地ではありますが、一時転用ですので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 一連の事業でございますので、問題ないと思えますので、許可相当でお願いします。

会長 14号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声)それでは14号  
議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に15号議案です。★★委  
員どうですか。

★★委員 ここは耕作しておりまして、稲が植わっております。1許可相当でお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 元の市営住宅になります。許可相当でお願いします。

会長 15号議案は許可相当ということによろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、15号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次の16号議案ですが、★★委員が議事参与の制限にかかりますので、ご退室願います。

(★★委員退室)

会長 ★★委員どうでしょうか。

★★委員 一連の工事の中の申請案件で、配管工事に伴う資材置場、あるいは車両置場で、一時転用でございますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 1種農地でございますが、一時転用でございますので、許可相当でお願いします。

会長 16号議案は許可相当ということによろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、16号議案は許可相当ということに決定させていただきます。

(★★委員入室)

会長 次に17号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 16号と一体計画でございますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 先ほどと同じですので、許可相当でお願いします。

会長 17号議案も許可相当ということによろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、17号議案は許可相当ということに決定させていただきます。17号議案までの審議が終了しました。18号議案以降の説明をお願いします。

事務局 18号議案でございます。申請地は、大芝字二西割地先、畑980㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合12街区2933㎡でございます。東部台の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は住環境が整っており、また、用途地域内であるので転用したいということでございます。計画としましては、1区画が201.65㎡から241.32㎡の宅地分譲12区画で農地にかかる分は6区画でございます。排水は、各道路面から公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一

般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして19号議案でございます。申請地は下永吉字川向地先、外2筆、田んぼ856㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合51街区1494㎡でございます。四街道市の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて集合住宅1棟用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は、周辺が住宅地で住環境が良く、アパート経営に適した立地で入居が見込めるため転用したいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・集合住宅、建築面積184.46㎡でございます。排水は南側公共下水道に接続の計画でございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請は、土木工事施行許可申請を市土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして20号議案でございます。申請地は下永吉字川向地先、外1筆、田んぼ123㎡、畑472㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合51街区2-2、344㎡でございます。四街道市の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて集合住宅1棟用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は、周辺が住宅地で住環境が良く、アパート経営に適した立地で入居が見込めるため転用したいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・集合住宅、建築面積119.85㎡でございます。排水は北側公共下水道に接続の計画でございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請は、土木工事施行許可申請を市土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして21号議案でございます。申請地は、下永吉字藤根地先、田んぼ245㎡でございます。下永吉の★★さんが同じく下永吉の★★さんから土地を買い受けて宅地拡張用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は現在、隣接地に住んでおりますが手狭であり、駐車場2台分を確保するため唯一残っている隣接地を転用したいとのことでございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで、下永吉耕作組合より排水同意書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして22号議案でございます。申請地は台田字正衣地先、畑409㎡でございます。東京都の★★さんが台田の★★さんから地上権の設定をして太陽光発電システム用地とする申請でございます。なお今回、一体計画として茂原市と長南町の土地が混在しており、利用する山林・雑種地を含め全体面積が9233㎡となります。その内、茂原市分は3588㎡となります。申請理由としましては、申請地は現状平坦で日当たりも良く、当事業に適しているため転用したいとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル3920枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を23カ所設置する計画で、外周に

は高さ1.5mのフェンスを設置いたします。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。排水は雨水のみとなっており敷地内浸透となります。なお、地元自治会に対して当事業説明を5月4日に行って了解を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして23号議案でございます。申請地は、木崎字中関地先、外1筆、田んぼ867㎡と一体利用する山林1246.1㎡の合計2131.1㎡でございます。早野の★★さんが木崎の★★さんから土地を買って宅地分譲用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は宅地造成されており、需要が見込めるため転用したいとのことでございます。計画としましては、1区画が222.1㎡から237.5㎡の宅地分譲9区画で農地にかかる分は5区画でございます。排水は、北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接は1名から同意を得ております。他法令申請は、宅地開発事業事前協議申請を市都市計画課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして24号議案でございます。申請地は、東郷字八幡前地先、外2筆、田んぼ404㎡、畑263㎡の合計667㎡でございます。町保の★★さんが東郷の★★さんから土地を買って宅地分譲用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は用途地域内で宅地に適しているため転用したいとのことでございます。計画としましては、1区画667㎡で、排水は、南側道路側溝に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

つづきまして25号議案でございます。申請地は、小林字新久地先、外1筆、畑146㎡と一体利用する雑種地635㎡の合計781㎡でございます。腰当の★★さんが小林の★★さんから土地を買って宅地分譲用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は近隣が住宅地となっており、居住環境が整っているため転用したいとのことでございます。計画としましては、1区画が258.21㎡から439.95㎡の宅地分譲3区画で農地にかかる分は1区画でございます。排水は、東側道路側溝に接続する計画でございます。隣接は3名から同意を得ております。他法令申請は、道路工事施行承認申請を市土木管理課へ、また、土砂の埋立て関係の特定事業許可申請を市・環境保全課へそれぞれ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

最後に26号議案でございます。申請地は、庄吉字西谷地先、畑737㎡でございます。長南町の★★さんが庄吉の★★さんより土地を買って貸家住宅3棟用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は耕作しておらず今後も耕作する予定のないことから土地の有効利用を考え、転用したいとのことでございます。

建物としましては木造・平屋建て・貸家住宅・建築面積66.24㎡が3棟でございます。排水は合併浄化槽を設置し東側の道路側溝に接続の計画でございます。なお、庄吉自治会より排水同意書が提出されております。隣接は2名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)

18号議案許可相当、19号議案許可相当、20号議案許可相当、21号議案許可相当、22号議案許可相当、23号議案許可相当、24号議案許可相当、25号議案許可相当、26号議案総会で審議。

会長 小委員会の審議内容の報告が終わりました。ここでしばらく休憩します。

(休憩)

会長 会議を再開します。18号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 これは区画整理地内で、用途地域でございますので、許可相当をお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 用途内でありますので、許可相当をお願いします。

会長 18号議案は許可相当ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、18号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に19号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 先ほどの議案と同じく、区画整理地内の申請でございます。用途地域ということでございますので、許可相当でよろしいかと思います。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 用途内でありますので、許可相当をお願いします。

会長 19号議案は許可相当ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、19号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に20号議案です。★★委員どうですか。

★★委員 これも区画整理地内の土地で、用途ですので許可相当をお願いします。

会長 20号議案は許可相当ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、20号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に21号議案です。★★委員どうですか。

- ★★委員 宅地拡張用地ということでございます。段差があり生産性が低いと思われまので、許可相当でお願いします。
- 会長 ★★委員 とうですか。
- ★★委員 問題ないから、許可相当でお願いします。
- 会長 21号議案は許可相当ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、21号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に22号議案です。★★委員 とうですか。
- ★★委員 見た目は作っているという感じではなく、一面荒地でございました。その土地の有効活用という観点からしますと、許可相当でよろしいかと思われま。
- 会長 ★★委員 とうですか。
- ★★委員 大丈夫だと思います。
- 会長 ほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、22号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に23号議案です。★★委員 とうですか。
- ★★委員 各地分譲地の一角になります。用途地域でございますので、許可相当でよろしいかと思われま。
- 会長 ★★委員 とうですか。
- ★★委員 買受人が開発を進めており、問題ないと思われま。
- 会長 23号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、23号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に24号議案です。★★委員 とうですか。
- ★★委員 宅地分譲ということでございます。用途地域でございますので、許可相当でお願いします。
- 会長 ★★委員 とうですか。
- ★★委員 幼稚園の近くで、3種農地で周りに住宅がたくさん建っております。許可相当でよろしいと思われま。
- 会長 24号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、24号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に25号議案です。★★委員 とうですか。
- ★★委員 申請地を含んで荒れているような状態でございますし、周りも家が建ってきております。きれいにしてもらって申請どおり、許可相当でお願いします。
- 会長 ★★委員 とうですか。

- ★★委員 用途地域でありますので、許可相当でよろしいかと思えます。
- 会長 25号議案は許可相当ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、25号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に26号議案です。★★委員どうですか。
- ★★委員 住宅3棟用地ということでございます。生活条件は空気がいいし、どういったことか、地元委員の意見を聞きたいと思えます。
- 会長 小委員会では、地元の意見を聞かないと前に出ないという案件です。★★委員どうですか。
- ★★委員 実は、排水同意の関係ですが、自治会協議をする前に、自治会長の独断で出されてしまったということです。昨日急きょ会合を持ちました。土地改良とも相談しまして排水に関する協力金を負担していただければ、よかろうという決定になっております。その旨、地主から買受人に連絡してもらってあります。その結果がまだきておりません。買受人が了とすればいいわけですが、回答がきておりませんので、できれば保留していただければと思えます。
- 会長 ★★委員どうですか。
- ★★委員 今回の発言のとおりです。来月の総会で決定させていただければと思えます。
- 会長 ★★委員どうぞ。
- ★★委員 自治会長が個人印を押したと聞いているが、その辺の解釈はどうか。
- 事務局 4月18日にいただいた同意書は自治会長の個人名で個人の印鑑です。
- 会長 実質上、地元の同意は出ていないということか。
- 事務局 自治会長から、今日の午前中に連絡があり、土曜日に会合が行われたとの説明とこのときの排水同意書自体は、有効だという説明がありました。そのため、排水同意書は提出されているという説明をさせていただきました。
- 会長 この件についてほかにご意見はございますか。★★委員どうぞ。
- ★★委員 この同意書の実効性は誰が判断するのか。
- 事務局 事務局とすれば、いただいた排水同意者の名前が庄吉自治会長の名前が入っています。その方の個人の印鑑がある。それは有効だということで預かっています。
- 会長 ほかにご意見はありませんか。そうしたら来月まで待って、様子を見て判断するというので、よろしゅうございますか。(異議なしの声) 以上で、3条、4条、5条の議案は終了しました。次に27号議案、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について」に入ります。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第27号の説明いたします。まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分に分かれておりまして、それぞ

れ利用権設定期間が短い順に記載しています。

それではまず始めに新規分です。NO. 1につきましては、借受者が六ツ野の★★さん、貸付者は小林の★★さんで、利用権設定する土地は小林1952番他2筆、田、計3757㎡で賃貸借権の設定で、期間は1年でございます。以下同様にNO. 2からNO. 8までが利用権設定期間5年、NO. 9が利用権設定期間5.9年、NO. 10からNO. 13までが利用権設定期間6年となっております。

つづきまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございます。新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。今回はNO. 1の利用権設定期間2年の1件となっております。利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最後のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は38,523㎡、再設定（更新分）の利用権設定面積は1,015㎡となっております。この内、表下段の使用貸借につきましては1,015㎡となっております。農業委員会の総会で承認後、市が公告縦覧することにより契約が成立することになります。以上でございます。

会長

説明が終わりました。この内容について何かご意見はございますか。（なしの声）それでは、農業委員会としては、承認ということにさせていただきます。次に28号議案に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、ご説明いたします。これは、平成21年に農林水産省から「農業委員会の適正な事務実施について」の通知により実施しているものでございます。

内容等につきましては、4月総会においてご報告いたしましたとおりでございます。この農業委員会の「点検・評価」（案）と「活動計画」（案）を本年5月1日から31日までの間、本市農業委員会のホームページに掲載するとともに事務局の窓口に備え付けで農業者等から意見募集を行いました。ご意見等の提案はございませんでした。従いまして、原案どおり農業委員会の「点検・評価及び活動計画」を決定したいと考えております。

なお、決定後は、千葉県及び関東農政局に報告するとともに、本市農業委員会のホームページにおいて公表いたします。説明は、以上でございます。

会長

説明が終わりました。今、農業委員会のあり方について、見直すという判断があります。これは、こういうことをきちんとやっているとう内容です。公表して報告するというので、よろしゅうございますか。（異議なしの声）それでは、28号議案については承認したいと思えます。次に報告に入ります。

事務局

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。たいへん長時間にわたり御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第7回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成26年6月23日

茂原市農業委員会 会長 加藤 古志郎 印

議事録署名人 農業委員 栗原 石乃 印

議事録署名人 農業委員 秋葉 仁喜 印